

## 西宮市重要行政課題推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 本市における重要行政課題のうち、特に組織横断的に取り組む必要のある課題について効果的かつ迅速に解決を図るため、西宮市重要行政課題推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) まちづくりに係る主要な事業に関すること。
- (2) 幼児期の教育・保育のあり方に関すること。
- (3) その他重要な行政課題に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代行する場合の順位については、北田副市長を第1順位とし、岩崎副市長を第2順位とする。

### (会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に本部員以外の者を出席させることができる。

### (部会の設置)

第5条 本部は、重要行政課題の円滑な推進を図るため、複数の部局間での協議調整や専門的な調査検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### (事務局)

第6条 本部の事務局は、政策局政策総括室政策推進課に置く。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、令和3年5月13日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、令和5年4月5日から実施する。

#### 付 則

この要綱は、令和6年4月25日から実施する。

別表第1（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	北田副市長 岩崎副市長
その他の構成員	政策局長 重要行政課題を所管する特別職 重要行政課題を所管する局長等